

# 平成26年度

## 茅野市議会総務環境委員会研修視察報告書

(総務環境委員会 特定事件継続調査報告書)

研修期日：平成26年7月2日(水)、3日(木)、4日(金)

調査対象：Ⅰ 大分県 由布市

環境対策

・太陽光発電事業の規制条例について

Ⅱ 大分県 豊後高田市

住民行政

・定住、移住応援について

Ⅲ 佐賀県 佐賀市

防災対策

・地域防災計画について

参加委員： 委員長 堀 晃  
副委員長 樋口 敏之  
委員 伊藤 勝  
委員 小松 一平  
委員 細川 治幸  
委員 小平 吉保  
市随行者：企画総務部長 樋口 尚宏  
議会事務局係長 牛山 明広

## I 調査先 大分県由布市

### 1 調査項目 太陽光発電事業の規制条例について

対応者 産業建設部 部長 生野重雄氏  
産業建設部 都市・景観課 課長 大嶋幹宏氏

### 2 調査期日

平成26年7月2日（水）午後1時30分～3時30分

### 3 市の概要

人口：35,605人（住基） 世帯数：15,063世帯（住基）  
行政面積：319.16km<sup>2</sup>

### 4 調査の目的

再生可能エネルギー（太陽光発電事業）推進にブレーキをかけるような規制条例制定の背景と課題に係る研修

### 5 調査内容

#### ① 条例制定のきっかけとなった事例について

⇒特定の事例はなし。再生可能エネルギー発電設備設置事業の計画地住民から、事業説明が無いことに対する不安の声が聞こえてきた。



#### ② 条例制定までの経過について

⇒旧湯布院町（湯布院地域）は豊かな自然環境を売りにした観光地として発展してきており、大規模なリゾート開発に対して自然環境を保全するための「潤いのある町づくり条例」を平成2年に制定。一方、湯布院盆地周辺の南向き傾斜地は開発業者が取得しており、バブル崩壊により開発が中断していたが、再生可能エネルギー推進の政策を受けて、その斜面を利用した太陽光発電事業の計画が一気に浮上し、市担当窓口への相談件数が急増してきた。

業者による地元協議により、住民からは、①樹木伐採に伴う土砂災害防止のための排水対策が不安②太陽光パネルの景観が悪い③太陽光パネル破損による

有害物質の流出の不安などの事業を危惧する声とともに反対運動が起こる。

市としても、再エネ特措法以外の法令による規制審査が無く、住民の不安を解消するため、また、由布市のまちづくりを理解して頂くために本条例を平成26年1月29日に制定。

③ 市民の反応について

⇒条例制定に基づく地元への事前説明により、何ができるかわからないという住民の不安は少なくなった。

一方、条例第8条による、重要な自然環境や優れた景観、歴史的郷土的特色を保全するため、再生可能エネルギー事業の抑制をお願いする「抑制地域」の早期指定を求める声あり。→本年度末目安に定める方向で検討中。



④ 経済活動への影響について

⇒本条例制定に伴う影響は把握していない。

⑤ 農地の取扱いについて

⇒農地への再生可能エネルギー事業については農地法による取扱い。大分県の統一見解として、農地転用申請時に流量計算書、排水計画の添付指導。

⑥ その他

・国を挙げての再生可能エネルギー推進を否定するもの（条例）ではなく、湯布院地域を中心とした観光のまちづくりを進めている中で、再生可能エネルギー事業は何処でも良いというものではなく、地域と調和のとれた事業推進を目指すもの。

・市としての太陽光発電設備設置補助制度はない。

☆7月3日の毎日新聞

25年4月市有地をメガソーラー発電事業用地としての売却契約 →住民から景観を損ねるとの声 →市は契約解除し別の代替用地を提案 →業者は拒否

→市は争わずメガソーラー建設しないよう要請するとの議会全協での報告

⇒本条例制定日（26. 1. 29）との関係から、条例制定は様々な背景や思惑が想定される。

## **6 茅野市での展開の可能性**

茅野市においては、国定公園地域は自然公園法、また茅野市生活環境保全条例、茅野市景観づくり条例により、一定の規制や届出義務が課せられているが、大分県の農地転用申請時の指導に習って、傾斜地における太陽光発電事業による土砂災害対策としての排水対策を指導するための基準や規則などの整備が必要と考える。

## Ⅱ 調査先 大分県豊後高田市

### 1 調査項目 定住・移住応援について

対応者	議会	議長	河野正春氏
	議会事務局	庶務係長	次郎丸浩一氏
	地域活力創造課	課長	藤重深雪氏
		定住促進係長	應利晋矢氏

### 2 調査期日 平成26年7月3日（木）午前10時～午前11時30分

### 3 市の概要

人口： 23,560人 世帯数：10,251世帯  
行政面積 206.65km<sup>2</sup>

### 4 調査の目的

市の中で定住施策の位置づけは（優先順位）。

主な活動は。

成果と今後の方向性は。

移住体験の状況は。

### 5 調査内容

平成17年に真玉町と香々地町と合併した折には人口25,000人強だったのが年々減少し、現在は23,000人を割るところまで来ている。昭和25年には

50,000人の時期もあり、減少原因には団塊世代の集団就職で当市を離れたことや、就職先がない、出生より死亡が増えている。などが挙げられる。

このことから豊後高田市は人口減に強い危機感があり、移住者を増やし（定住者）、市として人口30,000人を目指す取り組みを市の最重要施策と位置付けている。その結果、平成25年度は転出者と転入者が同数になった。また25年



は住みたい田舎日本一になり、26年も第3位にランクされた。

その取り組みは実に多岐にわたっている。

(1) 空き家バンクの制度の実施。

空き家や宅地を市に登録し、市が必要者に紹介するという制度。

当初はなかなか思い通りにはいかなかったようであるが、国の緊急雇用の助成を得て、空き家の調査をしてから市民にも浸透してきている。

当初は北九州からの応募が多かったが、現在は全国に広がっている。支援策として引っ越し費用に10万円の補助、家の荷物の撤去にかかる費用として、所有者でも移住者にでも10万円の補助、空き家を集会所として利用には20万円の補助、空き家の紹介にも2万円の補助、「お帰りなさい住宅補助」と名うって住宅の補修に上限30万円の1/2の補助。

(2) 定住促進空き家活用住宅「虹いろ住宅」の実施。

過疎債を使い、市が空き家を借り上げて市営住宅にする。

(3) 新婚さん応援住宅「ハピネス・ステージ」の設置。

全国放送でも取り上げられた取り組みで、県の施設を買い上げ市営住宅として新婚さん用に使用する。現在12室満室。

(4) 「田舎暮らし」のすすめ

期間を決めたお試しの取り組み、去年は12世帯が利用。

待っているだけでは駄目で23年度から大都市圏に積極的に「ふるさと回帰」等のフェアに参加。体験ツアーの実施。定住ガイドブックの作成や3つの定住関係のサイトを開設。

(5) 就労支援

仕事の紹介、就職の説明会の実施。

(6) 就農支援

農地バンクへの登録。農業情報システムの構築。

(7) 移住者の懇話会の実施。

今後につなげるため、必ず市長が出席している。

(8) 住宅団地の造成

移住者のために分譲団地を二か所造成している。全部で84区画。ほぼ完売の状況。

(9) 婚活

本格的には23年度より開始。

ツキイチコンパと称し、月に一回は開催している。企業にも婚活応援隊になっていただき、100近くの企業から登録をいただいている。市民にも協力を頂く形のなか、縁結び世話人の認定、現在認定者は259名。

婚活サロンの開催。カップル誕生には祝い金として10万円進呈。昨年の実績で71組中の25%が市外の方。

お世話した縁結び世話人にもカップル誕生時には10万円進呈。

(10) 市営の無料塾

平成14年から市営の無料塾「学びの21世紀塾」の開塾。

子育て支援の環境づくりが大切。

現在は8年連続大分県で学力トップを維持。全国相当では3位。

(11) その他

市内どこでも光ケーブル接続可能。

施策は他市と殆ど差はないが、対応を含めきめ細かさは誇れるという。

事業のネーミングにも気を使っている。

## 6 茅野市での展開の可能性

まちづくりの柱として人口減対策として移住施策をありとあらゆる方面から手をうっている。その担当の地域活力創造課という名前からもその姿勢は伺われる。上記の施策は民間に委託ではなく全て行政が主導している。その姿勢は天晴れというしかない。学ぶべき点は多い。翻って当市に豊後高田市ほど危機感があるだろうか。



### Ⅲ 調査先 佐賀県佐賀市

#### 1 調査項目 地域防災計画について

対応者 健康福祉部福祉総務課  
総務部消防防災課

課長 成富典光氏  
副課長 大串賢一氏

#### 2 調査期日

平成26年7月4日（金）午前9時30分～11時

#### 3 市の概要

人口：235,748人 世帯数：96,088世帯  
行政面積：431.42km<sup>2</sup>

#### 4 調査の目的

「災害時要援護者避難支援対策事業について」その現状と課題、茅野市での展開の可能性を調査する。

#### 5 調査内容

##### 1. 佐賀市における要援護者登録の現状について

平成22年度 1,776人  
平成23年度 2,313人  
（東日本大震災があり防災意識  
度が上がったため増加）  
平成24年度 2,245人  
平成25年度 1,874人  
（個別支援計画を策定し、民生委  
員を通じ調査の結果施設などに  
入所者が増えたため減少）



##### 2. 関係機関の役割と連携について

###### 1) 庁内における連携

###### ① 災害時要援護者避難支援対策班

組織構成 主管が福祉総務課

高齢福祉課・障がい福祉課・保険年金課・消防防災課・



総務法制課・協働推進課（ボランティア関係）・こども家庭課・社協

役割 災害時要援護者に関する事業の計画や災害時の情報伝達や収集など要援護者支援に関する連絡調整などの役割を班として担う。

## 2) 庁外における連携

### ①災害時要援護者避難支援連絡会議

組織構成 自治会協議会・民生委員児童委員協議会・校区社協・消防団・広域消防局・高齢者施設代表・障がい者施設代表・行政（保健福祉部長）・社協

役割 事業の推進や各関係機関との調整及び要援護者の支援

### ②福祉避難所・福祉避難施設

関係機関 高齢者施設（介護老人施設・介護老人保健施設・老人福祉・センター等）障害者施設（障害者福祉施設）・行政（保健福祉部長）

連携状況 施設を所有する法人や施設の管理者お使用に関する協定や覚書を締結し、災害時に指定避難所での避難生活が困難な要援護者の受入を担保

### ③福祉関係大学

関係機関 西九州大学

連携状況 災害時要援護者の支援に関する協定を締結し、避難所等の運営支援や大学施設の提供及び学生ボランティアの派遣等の協力体制の確保

## 3) 社会福祉協議会との連携

連携状況 要援護者登録や情報伝達訓練など事業推進に関しては当初から社会福祉協議会と連携し実施してきた。登録者情報の共有や提供については、市と社会福祉協議会で同じ要援護者システムを保有していて、市から社協へ住民異動を反映した要援護者情報を提供する事で情報の同期をとっている。



### 3. 市民への周知方法、実践について

#### 1) 市民への周知方法

##### ① 広報誌やホームページを活用した周知

市報やホームページに制度説明や要援護者登録の方法などについて掲載。

##### ② 高齢者への要援護者制度の周知

民生委員による高齢者への戸別訪問による高齢者実態調査実施時（平成25年度は個別支援計画作成時）に要援護者登録が必要と思われる高齢者に対して、要援護者制度の説明及び要援護者への登録（同意方式）を行っている。

##### ③ 障がい者・難病（特定疾患）患者への要援護者制度の周知

障害手帳へ難病疾患の受給者証の更新時に合わせて、職員から障がい者などに対して要援護者制度の説明や登録申請書の配布を行っている。

#### 2) 防災訓練などを活用した実践

##### ① 要援護者避難訓練の実施

市の総合防災訓練に合わせて訓練実施地区の住民を対象に、県防災士会の協力を得て、車いすや担架を活用した避難訓練を実施している。

##### ② 情報伝達・安否確認訓練の実施

災害時の情報伝達・安否確認が正確に行われるように、関係者（市・社協・民生委員・避難支援員・要援護者）で情報伝達・安否確認訓練を実施し、その結果を自治会に報告し地域での取組に役立てている。

### 4. 現状における課題と今後の方向性について

#### 1) 災害時要援護者登録者の登録促進及び避難支援員の確保について

災害時要援護者の対象者は、高齢者・障がい者を含めると約7,500名（平成26年3月現在）が存在しているが、登録者数が伸びていないのが現状である。

##### 登録をされない理由としては

- ・自分の感覚として十分元気だから、災害時でも他人の援護は必要ないと考えているため。
  - ・近隣に親類がいるので、災害時でもこれらの人たちの援護で間に合うと考えているため。
  - ・高齢者の中に他人の世話になりたくないと考えている人が多いため。
- また、災害時に要援護者の避難を支援する避難支援員の登録についても、

確保できている割合が約70%となっており、こちらも伸び悩んでいる。

#### 登録されない理由としては

- ・災害発生時には地域の中で助け合うという意識があるので、わざわざ登録する必要はないと考えているため。
- ・避難支援員に登録することで、災害発生時には要援護者を避難させなくてはならないという責任が発生すると感じられるため。

#### 2) 今後の方向性について

昨年度、災害対策基本法が改正され、災害時要援護者についてもその呼称が、「避難行動要支援者」に改められた。これに伴い、地域防災計画も改正され、避難行動要支援者に関する項目が詳細に改められた。

これに伴い、今後佐賀市では、避難行動要支援者の対象範囲の変更に伴うシステムの改修等と行い対処していくが、平常時から避難行動避難支援等関係者間で共有できる避難行動要支援者名簿登載への同意取得などの課題もある。

### 6. 茅野市での展開の可能性

- 1) 避難行動要支援者への取組の仕方や防災意識向上等、啓発ツールを作成し行政区の自主防災組織へ定期的に説明を行って行くことが必要。
- 2) 仕組づくりは必要なことだが、つくって終わりではなく仕組が機能されるよう後方支援が必要。
- 3) 災害時、避難行動要支援者が受入可能施設及び避難所のリストを作成する事が必要である。また、避難行動要支援者へ対しての対応マニュアルも併せて行って行かなければならない。
- 4) 防災訓練を行うさい各行政区では、実際に避難行動要支援者支援を取り入れた訓練を行って行くような啓発が必要である。